8　介護予防特定施設入居者生活介護費

イ～チ　（略）

リ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからチまでにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからチまでにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからチまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからチまでにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

（削る）

㈦　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　⑴から⒀までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

（十一）　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　⑴から⒀までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

（十二）　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　⑴から⒀までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

（十三）　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　⑴から⒀までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

（十四）　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　⑴から⒀までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

8　介護予防特定施設入居者生活介護費

イ～チ　（略）

リ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　イからチまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　イからチまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数